

事業事前評価表

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名 (国名)

国名：ミャンマー連邦共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー又は同国という。)においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ

1) 農業政策

農業はミャンマーにおける GDP の約 35%を占める基幹産業である。ミャンマー政府は、農村における貧困削減とあわせて、官民連携のもとに農業生産性向上、市場経済化、高付加価値化を目指しており、農業政策立案に資する人材の育成が求められている。我が国は長年に亘り畜水産業を含む農業分野の技術協力を実施し、先方政府機関との緊密な関係を維持してきた。両国のコメ関連の農業政策、農業技術は共通点も多く、当該分野の人材育成により、これまでの協力との相乗効果が期待される。

2) 経済

2011年3月に発足した新政権の下、市場経済化や投資促進が重視されている。しかしながら、二重為替制度、国営企業による財政への負荷、未発達な金融機関、貿易を妨げる輸出入制度など、ミャンマー経済は未だ多くの課題を抱えている。このため、適切な経済運営、国際金融市場への対応、産業育成・貿易振興等、市場経済に対応できる能力を有する人材の育成が急務となっている。

3) インフラ

ミャンマーでは、政府の財政事情に加え、国際機関や諸外国からの援助が限定されていたことなどから、給水、電力、道路、都市環境等、基礎的なインフラの整備が著しく遅れている。今後、インフラ整備を効果的、効率的に進めていくために、インフラ整備を支える人材の育成が急務となっている。

4) 法律

市場経済化を推進するミャンマーにとって、経済の対外開放を促すための民間活力の導入や外資の誘致は必須であり、これら関連法及び諸制度の整備に対応する専門的人材の育成が急務となっている。

5) 行政/公共政策

ミャンマー政府は、民主化、市場経済化の推進、農村開発・貧困削減に取り組む方針を示し、関連するワークショップを開催するなど新たな取り組みを始めている。このような動きを更に拡大するため、行政、公共政策分野の人材の育成が必要となっている。

6) 情報技術 (ICT)

ミャンマーの大学における ICT 教育は、機材不足等もあり、座学が中心で学生が演習に接する機会が限られていることから、大学を卒業しても実践ができない現状がある。ICT 技術者の不足は深刻な懸案となっている。

7) 国際関係

ASEAN の一員として、またミャンマーの今後の社会・経済開発にとっても、国際関係強化を担う広い視野を持った人材を育成することは意義が高い。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

1) 農業政策

2012 年 4 月に公表された「日・ミャンマー首脳会談に関する共同プレスステートメント」において、我が国は「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）」を含めた 3 分野を中心に支援を実施することとしており、本事業は同国の農業開発を支える人材の能力向上に資するもの。

2) 経済

前述の「共同プレスステートメント」において、我が国は「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」を含めた 3 分野を中心に支援を実施することとしており、本事業は同国の経済・社会を支える人材の能力向上に資するもの。

3) インフラ

前述の「共同プレスステートメント」において、我が国は「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を含めた 3 分野を中心に支援を実施することとしており、本事業は同国のインフラ制度の整備を支える人材の能力向上に資するもの。

4) 法律

前述の「共同プレスステートメント」において、我が国は「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」のひとつとして、法制度運用能力等の支援を実施することとしており、本事業は同国の法制度を整備・運用する人材の能力向上に資するもの。

5) 行政/公共政策

前述の「共同プレスステートメント」において、我が国は「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」のひとつとして、行政手続きの透明性・効率性向上に向けた支援を実施することとしており、本事業は同国の行政を担う人材の能力向上に資するもの。

6) 情報技術 (ICT)

前述の「共同プレスステートメント」において、我が国は「経済・社会を支える人

材の能力向上や制度の整備のための支援」のひとつとして、産業技術者育成を支援することとしており、本事業は情報技術人材の能力向上支援を通し、産業技術者育成に貢献するもの。

7) 国際関係

我が国は 2009 年より日本・メコン地域諸国首脳会議を主催するなど、ミャンマーを含むメコン域内の連結性及び他地域との連結性を強化し、国際社会におけるメコン地域の地位の向上を支援している。本事業は国際関係構築・強化を担う人材の能力向上に資するもの。

(4) 他の援助機関の対応

特になし。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、ミャンマーの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官等を育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、公務員等を対象に最大 22 名の留学生が、我が国大学院において、ミャンマーにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.51 億円（概算協力額（日本側）：2.51 億円、ミャンマー側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2012 年 8 月～2017 年 12 月を予定（計 68 ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ミャンマーにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者（教育省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮：該当なし。

- ① カテゴリ分類
- ② 影響と緩和・軽減策
- 2) 貧困削減促進：該当なし。
- 3) ジェンダー：該当なし。
- (8) 他援助機関等との連携・役割分担
該当なし。
- (9) その他特記事項
該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件
特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① ミャンマー政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

該当なし。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ミャンマーにおける共通した重要課題であり、また、当事業同国開発計画およびとも合致している。
- ・ 公務員等を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2012 年)	目標値 (2018 年)
留学する学生数(人)	0	22
留学生の学位取得率(%)	0	100
帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(%)	0	90

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とミャンマーとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリングのタイミング

6. (2) 1) に記載の目標年。

以 上